

第456回（定例）福崎町議会会議録

平成26年6月11日（水）
午前9時30分開 会

1. 平成26年6月11日、第456回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1. 出席議員 14名

1番	宮内富夫	8番	前川裕量
2番	木村いづみ	9番	松岡秀人
3番	牛尾雅一	10番	難波靖通
4番	城谷英之	11番	小林博
5番	富田昭市	12番	高井國年
6番	北山孝彦	13番	釜坂道弘
7番	石野光市	14番	志水正幸

1. 欠席議員（なし）

1. 事務局より出席した職員

事務局 長 志水利雄 主 査 佐野允保

1. 説明のため出席した職員

町 長	嶋田正義	副 町 長	橋本省三
教 育 長	高寄十郎	技 監	松尾成史
会 計 管 理 者	萩原昌美	総 務 課 長	尾崎吉晴
企 画 財 政 課 長	福永聡	税 務 課 長	中塚保彦
地 域 振 興 課 長	近藤博之	住 民 生 活 課 長	松岡英二
健 康 福 祉 課 長	高松伸一	農 林 振 興 課 長	井上茂樹
ま ち づ くり 課 長	豊國明仁	上 下 水 道 課 長	長澤茂弘
社 会 教 育 課 長	山下健介	学 校 教 育 課 長	山本欽也

1. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 報告第 9号 平成25年度兵庫県町土地開発公社事業報告について
- 第 5 報告第10号 平成25年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について
- 第 6 報告第11号 平成25年度福崎町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について
- 第 7 報告第12号 平成25年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第 8 報告第13号 平成25年度福崎町工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第 9 報告第14号 議会の委任による専決処分の報告について（上中島地区下水道面整備工事（第1工区））
- 第10 報告第15号 議会の委任による専決処分の報告について（上中島地区下水

- 道面整備工事（第2工区）
- 第11 議案第35号 中播公平委員会委員の選任について
 - 第12 議案第36号 福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - 第13 議案第37号 福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - 第14 議案第38号 福崎町福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例について
 - 第15 議案第39号 福崎町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
 - 第16 議案第40号 福崎町公営住宅等長寿命化計画の策定について
 - 第17 議案第41号 工事請負契約の変更について（川端雨水幹線工事（第1工区））
 - 第18 議案第42号 工事請負契約について（福崎工業団地下水道面整備工事（第1工区））
 - 第19 議案第43号 工事請負契約について（福崎町役場庁舎耐震改修工事）
 - 第20 議案第44号 工事請負契約について（（仮称）高岡幼児園建設工事）
 - 第21 議案第45号 工事請負契約について（（仮称）福崎町多目的公園整備工事）
 - 第22 請願第1号 新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める請願について

1. 本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸報告
- 第4 報告第9号 平成25年度兵庫県町土地開発公社事業報告について
- 第5 報告第10号 平成25年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について
- 第6 報告第11号 平成25年度福崎町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について
- 第7 報告第12号 平成25年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第8 報告第13号 平成25年度福崎町工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第9 報告第14号 議会の委任による専決処分の報告について（上中島地区下水道面整備工事（第1工区））
- 第10 報告第15号 議会の委任による専決処分の報告について（上中島地区下水道面整備工事（第2工区））
- 第11 議案第35号 中播公平委員会委員の選任について
- 第12 議案第36号 福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第13 議案第37号 福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第14 議案第38号 福崎町福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例について
- 第15 議案第39号 福崎町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第40号 福崎町公営住宅等長寿命化計画の策定について
- 第17 議案第41号 工事請負契約の変更について（川端雨水幹線工事（第1工区））
- 第18 議案第42号 工事請負契約について（福崎工業団地下水道面整備工事（第1工区））

- 第 1 9 議案第 4 3 号 工事請負契約について（福崎町役場庁舎耐震改修工事）
第 2 0 議案第 4 4 号 工事請負契約について（（仮称）高岡幼児園建設工事）
第 2 1 議案第 4 5 号 工事請負契約について（（仮称）福崎町多目的公園整備工事）
第 2 2 請願第 1 号 新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める請願について

1. 開会

議 長 皆さん、おはようございます。

第 4 5 6 回福崎町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ことしも梅雨に入り雨が降ったり降らなかったり、また湿度も高く蒸し暑い日が続いておりますが、この時期には色とりどりのあじさいの花が咲き始めてまいります。雨にぬれたあじさいの花は何とも言えない情緒豊かで、雨の中でも美しい花、そして夏を代表する花の一輪であろうかと思っております。

そのような季節を迎え、ただいまから福崎町議会定例会を開催いたします。

議員の皆様におかれましては、早朝からご参集をいただき、まことにありがとうございます。

さて、本定例会に提案されます案件は、報告第 9 号から報告第 1 5 号までの 7 件、議案第 3 5 号から議案第 4 5 号までの 1 1 件、請願第 1 号の 1 件の計 1 9 件であります。

いずれも重要な案件でありますので、慎重にご審議をいただき、また、議事の円滑なる運営につきましても、格別のご協力をお願いいたしまして、本定例会の開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は、1 4 名でございます。定足数に達しております。

よって、第 4 5 6 回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。

また、事務局から写真撮影の申し出が出ておりますので、撮影を許可いたしております。

ただいまから、第 4 5 6 回福崎町議会定例会を開会いたします。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議 長 日程第 1 は会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 1 2 7 条の規定により議長が指名をいたします。

7 番、石野光市議員
9 番、松岡秀人議員

以上の両議員をお願いをいたします。

日程第 2 会期の決定

議 長 日程第 2 は、会期の決定であります。

会期の決定の件を議題といたします。

去る 6 月 4 日、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、既

に皆さんのお手元に配付しております日程表（案）のとおり、本日から6月25日までの15日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から6月25日までの15日間といたします。

日程第3 諸報告

議長 日程第3は、諸報告であります。
5月27日の第455回臨時会閉会后、本日までの議会活動報告については、事務局に報告をさせます。
事務局 議会活動報告をいたします。
報告の内容につきましては、主なものを申し上げます。
5月27日、福崎町商工会館において、福崎町商工会通常総代会が開催され、議長が出席し、挨拶を述べてまいりました。
5月29日、役場大会議室において、福崎町社会福祉協議会評議員会議が開かれ、議長及び民生まちづくり常任委員長が出席いたしました。
同じく29日、福崎町商工会館において、福崎町経営者協会通常総会が開催され、議長が出席し、挨拶を述べてまいりました。
5月30日、ホテル北野プラザ六甲荘において、兵庫県町議会議長会定期総会が開催され、議長が出席してまいりました。
6月1日、文化センターにおいて、福崎町文化協会総会が開催され、議長が出席いたしました。
6月4日、大会議室において、福崎町総合計画審議会が開催され、各委員が出席いたしました。
6月10日、サルビア会館において、福崎町観光協会総会が開催され、各議員が出席いたしました。
その他の議会活動報告は、お手元に配付の報告書のとおりです。
以上です。

議長 以上で議会活動報告を終わります。
また、例月出納検査の報告書及び陳情書が議長宛に提出されており、その写しを配付しております。

副町長 続いて、申し出により行政報告を行います。
各課からの行政報告をさせていただきます。
まず総務課からありますが、5月30日に長年ボランティアなどの活動をされた3団体と1名の方に、福崎町善意賞のクロガネモチ賞とサルビア賞を贈りました。今後ますますボランティアの輪が広がることを期待しています。
選挙事務につきましては、任期満了に伴う福崎町農業委員会委員選挙を7月8日に告示、13日投票の予定で執行します。
また、選挙人名簿の定時登録者数は6月1日の基準日現在、男子7,392人、女子8,087人、計1万5,479人となり、前回の3月期準備日より34人の増となっています。
続きまして、企画財政課では、急激な少子高齢化の進展による人口減少社会の進行など、近年の社会経済環境の変化に対応した新しいまちづくりの目標を示すため、総合計画審議会の意見をいただきながら、第5次総合計画の策定を進めています。

また、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、施設の計画的な更新、長寿命化対策などを行うため、公共施設等総合管理計画の策定に着手いたします。

続いて、税務課につきましては、平成26年度の住民税特別徴収納税通知書を5月9日、1,831事業所に発送、また同日、8,771台の軽自動車に対し、納税通知書を発送しました。

平成26年度町税等の納税通知書及び介護保険料納入通知書は6月16日に、後期高齢者医療保険料の納入通知書を7月16日に発送すべく準備を進めているところであります。

なお、本年度から町県民税・固定資産税の前納報奨金制度を廃止することとしています。

出納閉鎖に向け、電話催告及び夜間徴収を実施し、また、滞納整理対策委員会では、関係課の滞納者リストをもとに合同徴収を行いました。本年度も兵庫県から滞納整理回収チームの職員派遣をいただき、連携を図りながら滞納整理に努めてまいります。

地域振興課では、2年目となる自律（立）のまちづくり交付金事業は、32自治会から申請がありました。残る1自治会は旧制度である地域づくり推進事業での取り組みを継続されていますので、全自治会で住民参加によるまちづくりが展開されていることとなります。

辻川山公園のため池に設置した河童は、新聞やテレビ報道の番組でも取り上げられたことから、休日を中心に大勢の来訪者でにぎわっています。もちむぎのやかたや柳田國男・松岡家記念館などでは、来館者もふえるなど、その波及効果が出ているところでもあります。

住民生活課からは、福崎町消防団操法大会については、5月11日福崎東中学校において実施をしました。32分団による熱戦が繰り広げられ、自動車ポンプの部は新町分団が優勝、小型動力ポンプは庄分団が優勝、準優勝が福田分団、3位が駅前分団でした。新町分団と庄分団は来る7月6日に兵庫県広域防災センターで行われる中播磨地区消防操法大会に福崎町代表として出場します。

子育て世帯臨時特別給付金の支給につきましては、支給対象者は平成26年1月分の児童手当特例給付の受給者で、1月1日の基準日に福崎町に住民登録がされている方です。6月9日から受付を始め、7月から随時振り込みをいたします。

健康福祉課からは、保健事業では、特定基本健康診査、がん検診を6月7日から7月13日まで土日を含み12日間実施します。今年度は乳がん、子宮頸がんの未受診者に再度無料クーポンを送付し、受診率の向上に努めます。

食育の推進につきましては、神戸医療福祉大学と連携し、親子で運動や食の大切さを学んでいただく運動教室・食育教室を5月17日から1年を通して開催しています。また、広く食育をPRするために作成します食育サンバの歌詩を募集し、全国及び町内から28の歌詩が応募されています。

臨時福祉給付金につきましては、7月1日から受付を開始し、随時支給する予定で、税情報による対象者の把握と、通知事務を進めています。

巡回バス事業は4月から川西地区の運行を、予約なしの定時定路線に変更し、午前3便、午後2便とし、利用者が増加しています。今後も利用促進に努めてまいります。

農林振興課では、福崎町発注の板坂地区治山工事現場において、3月11日掘削機械が転落し、作業員が機械と擁壁の間に挟まれ死亡する事故が発生しました。

原因は掘削機械の足元の地盤が十分に締め固まっていなかったため生じた事故ではないかとの判断であります。現在作業中の工事では、作業前の全員による危険予知ミーティングや、誘導員の配置等、安全管理に配慮し、早期完成に向けて進めています。

八千種土地改良区総代会が5月18日に開催され、土地改良区の解散が承認されました。今後は清算法人八千種土地改良区に移行し、財産処分等の手続を進めてまいります。

平成26年度から、新たな農業・農村政策が始まり、農地・水保全管理支払交付金が、多面的機能支払交付金に名称変更されました。新制度についての説明会を6月10日、福崎町文化センターにおいて関係団体参加のもと開催を行いました。

続きまして、まちづくり課からであります。本年度から福崎駅周辺整備に着手することができました。駅利用者の利便性向上と駅へのアクセス強化を目的として、駅前広場、アクセス道路、駐車場、観光交流センターなどの整備を5カ年計画で進めてまいります。本年度は用地測量、物件調査を実施して、順次用地交渉に入り、用地取得を推進することとしています。関係機関との調整や、地域住民の理解を求めながら、事業を推進してまいります。

長野橋は国道312号を補完する幹線道路の要として、また、小・中学生の通学路として、特に重要な役割を担っているため、歩行者の安全性の向上を目指して整備を進めています。本年度は上部工設置工事を実施し、供用開始をする予定であります。

福崎町の目指すべき将来像を見据えた長期的な視点に立って、事業化に至っていない都市計画道路については、社会経済情勢の変化を踏まえて、必要性の検証作業を進めてまいりました。本年度は町民、町議会、都市計画審議会等のご意見を聞いて、都市計画の変更手続を進めてまいります。

続きまして、上下水道課であります。下水道部門では、福崎工業団地下水道工事（第1工区）の入札を行い、この議会に工事請負契約の締結に関する議案を提案しています。また、平成25年度繰越事業の上中島地区及び川端雨水幹線（第1工区）につきましては完了し、西光寺地区の舗装本復旧工事と川すそ雨水幹線につきましては、完成を目指し努力しているところであります。

水道部門では工業団地の布設替えの入札を行い、工事の準備を進めています。山崎配水池増設工事と福田水源地の高度浄水施設整備事業は、工事着手をしています。

また、繰越事業では上中島、東大貫、高岡幼稚園の工事は完了し、福田水源地道路、水路の付替え工事は現在進めているところであります。

出納室からであります。5月末日をもって平成25年度の出納を閉鎖し、決算書並びに決算報告書の調製を行っているところであります。また、各課の庁用備品購入の一括購入見積書を物品登録業者から徴収し、関係課と調整中であります。

続いて、学校教育課からであります。保育ニーズの多様化及び地域子育て支援機能の充実に対応するため、本町4例目、最後の幼保一体化施設として、（仮称）高岡幼稚園の建設工事を進めます。田原小学校体育館は耐震性が低く、体育館の改築が必要となっていることから、体育館建設に向けて実施設計を行います。また、小中学校体育館の非構造部材の耐震化に向けて実施設計を行います。

平成27年度から本格スタートする予定の子ども・子育て支援新制度の実施に向け、子ども・子育て支援事業計画の策定を進めてまいります。

続いて、社会教育課であります。第32回福崎町美術展を5月16日から18

日までの3日間開催いたしました。洋画・日本画・書・彫塑工芸・写真の5部門に180作品の応募があり、18日に表彰式を文化センター大ホールで実施いたしました。

第35回山桃忌を8月2日、3日にエルデホールを会場に実施いたします。本年は「柳田國男とアジア」をテーマに、2日は外国からも講師をお招きし、講演会とシンポジウム、3日は中国の伝統文化芸能で、世界で称賛されています中国雑伎を上演いたします。

福崎町子ども会球技大会につきましては、7月12日に福崎小学校において開催する予定であります。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。

議 長 次は、議案の上程及び議案説明であります。

これより、報告第9号、平成25年度兵庫県町土地開発公社事業報告についてから、請願第1号、新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める請願についてまでの19件を議題といたします。

これから、上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。

町 長 第456回福崎町定例会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

今、日本の政治は大きな岐路に立っています。明治維新によって、徳川の封建社会から資本主義の社会に大きく体制は変わりました。立憲主義の立場に立ち、大日本帝国憲法を施行したのは明治23年、1890年であります。

富国強兵の日本を目指して国づくりを進めた結果、朝鮮、中国などに進出し、1945年8月、敗戦によって大日本帝国憲法の55年の歴史は終わりました。

1947年5月3日に日本国憲法が施行されました。その憲法のもとで67年が経過し、今日を迎えています。そして今、憲法改正をめぐって攻防が繰り広げられています。

憲法を町政に生かすことを願っている私は、6月広報にこのように書きました。「憲法を暮らしに生かそうと町政に取り組んでいる者にとって、最近の政治の動きは違和感を持ちます。中学1年の時、文部省発行の「新しい憲法のはなし」で勉強をしました。国際平和、主権在民、基本的人権は憲法の三原則と学びました。憲法の教えは乾いたスポンジが水を吸うように国民の中に浸透していきました。

戦後の政治も経済も教育も、再び戦争はしない誓いから出発したと思います。今も憲法を素直に読めばそのとおりだと思います。いつしか憲法の教科書は発行中止となり、解釈を変えて政治や教育を進めるようになりました。私のように平凡な人間はカラスを見れば黒と言いますが、一部で灰色とか白と言う人もいます。これと同じようなもので、憲法の条文を読んで日本は戦争のできる国だと言う人もいます。無理に無理を重ねた解釈だと思います。

それでは一部の権力者はなぜこれほど日本を戦争のできる国にしたいのでしょうか。その動機は「金もうけ」とアメリカのためだと思います。美しい日本の建設や日本の生命財産を守るといっては建前であって、本音は権力者や大企業の利益の拡大のように思えてなりません。戦争は国民の命と財産を犠牲にするので最もしてはならない行為だと思います。日本は戦争をする普通の国になるよりは、戦争放棄を掲げる特別な国として、核兵器の廃絶を主張し、平和外交の大切さを訴えてこそ、世界の信頼と尊敬を集める国になると思います。

中国、北朝鮮、ロシアの動きは大変気になります。その動きに日本が武力で立ち向かうことが日本国民の利益になるのでしょうか。武力での対応は第二次世界大戦と同じ道を歩むことになるかと心配でなりません。自衛権の問題は、国内だけでなく世界を巻き込んでグローバルに議論が展開されています。私の体験から、

戦争への道は三つの点が軽視されていると思います。

一つは、人の命と人権が軽視されることです。どんなに情報探知の技術や兵器が発展しても、最終的には人と人の争いであり、人を殺すこともあれば殺されることもあるということでもあります。生存権を含む基本的人権がないがしろにされます。

二つは、莫大なお金がかかるということでもあります。「ぜいたくは敵」の標語がつくられ、その言葉を入れたポスターが全国に張りめぐらされ、衣食住全てにわたって質素儉約が強要されました。各家庭にお金がたまると、貯金ではなく戦時国債を買うことが勧められました。これらの国債は敗戦によって何の値打ちもなくなり紙切れとなってしまったのであります。金属も供出を強要され、お寺の鐘も、屋台の金具も供出いたしました。

一、二の帰結として、三つ目は、社会保障、福祉が軽視されます。戦争が起って一番悲しい思いをするのは、体の弱い人であり、障がいを持つ人です。今、国会では、集団的自衛権を持って日本がアメリカなどとともに戦争のできる国になるかどうかを激しく問われています。

私は少なくとも次の三つの場面を考えると、恐ろしくて戦争を仕掛ける国になることを望みません。

一つは、日本の本土が戦場になる危険です。第二次世界大戦では、沖縄など島部で陸上戦はあったものの、本土に空襲はあったけれども陸上戦の前にポツダム宣言を受け入れたために本土が戦場になることはありませんでした。次の戦争となれば、本土が戦場になることも覚悟しなければなりません。

二つは、兵器の破壊力の強化であります。その最たるものは核兵器であります。無線技術の発達で兵器の運搬手段は格段に向上しています。ミサイルなどを多くの国が保持するようになっていきます。

三つ目は、原子力発電所が日本全国各地にたくさんできたことです。この施設が狙い撃ちされると想像を超える被害を受けることが心配されます。

憲法9条を持つ国として、武力による外交を優先するのではなく平和外交をこそ模索していかなければならないと思います。

次に、福崎町第5次総合計画について考えてみることにします。私は第3次総合計画の後半から町政に携わっています。第3次の人口の目標は2万5,000人を目指すことになっていました。第4次の目標は2万1,000から2万2,000人を目指すことになっていました。第5次の人口目標は幾らにすればよいのでしょうか。

最近、雑誌の中央公論でショッキングな論文が発表されました。かなりの自治体が人口減によって消滅すると書かれています。福崎町も人口減を食いとめるために努力をいたしますが、人口減を1町の取り組みだけで維持できるものではありません。国がしっかりとした対策を講ずることが大切です。平成の合併では、少子高齢化対策のために合併することが望ましいと言われました。合併は進んでも少子高齢化に歯どめがかからず、人口減が加速された観さえあります。消費税は上がったけれど、貧富の格差は広がり、社会保障、福祉に手がつけられないため、子育て環境の改善は見られず、少子化はさらに進みつつあります。このことはアベノミクスで打ちだされた三本の矢を評価する上で大切な物差しになるのではないかと考えております。

平成26年度の確定申告の統計が発表されました。平成25年中の福崎町の平均所得は約222万円となりました。前年よりもさらに4万円下がり、このところ年々下がっている傾向であります。基礎的自治体である町は、町民と直接接し、

地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持する役割を担っているわけであります。

さて、今議会には、報告7件、議案11件を提出いたしております。そのいずれもが、グローバルな視点と町民の命と暮らしを守る観点から重要なものばかりであります。十分にご審議の上、原案にご賛同賜りますようお願いいたします。

詳細な説明については、副町長、担当課長が行いますので、よろしく願いをし、挨拶といたします。

議 長 ただいま町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に、詳細なる説明を求めてまいります。関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知をお願いいたします。

日程第4 報告第9号 平成25年度兵庫県町土地開発公社事業報告について

日程第5 報告第10号 平成25年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について

議 長 日程第4、報告第9号、平成25年度兵庫県町土地開発公社事業報告について、及び日程第5、報告第10号、平成25年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告についてを一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

企画財政課長 失礼をいたします。報告第9号について、ご説明を申し上げます。

兵庫県町土地開発公社は県下の12町が出資している地方自治法第221条第3項に該当する法人です。したがって、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、その事業報告をさせていただきますものであります。

それでは、報告書の1ページをお開き願います。まず、平成25年度における事業の概況であります。土地の取得は2ページの上段になりますが、市川町で市川中学校用地1件、福崎町の文化ゾーン東側駐車場用地1件の合計2件がありました。金額では1億5,045万9,000円であります。

一方、土地の処分は2ページ下段に一覧表をお示ししておりますとおり、処分に該当するものは、25年度買戻額欄で元金相当額があるものになります。件数で1件、金額では5,248万1,000円、このうち、平成25年度で処分が完了した土地はありませんでした。

この結果、兵庫県町土地開発公社の平成25年度末土地現在額は3件で2億1,125万1,000円となっております。

それでは、3ページから財務の概況をご説明申し上げます。まず、予算執行実績であります。収益的収入及び支出、1款、事業収益では、1節、一般事業売却収益が1町からの元金利子相当分で5,440万3,886円、2項、事務費収益は75万2,295円、2款、事業外収益ですが、1節、基本財産利息は12町からの出資金に対する利息で1万3,521円、2節、預金利息は、それ以外の預金利息で1万1,164円あります。収益的収入合計は5,518万866円あります。

次に、4ページの支出であります。1款、事業原価は、1節、一般土地売却原価1町分の元金利子合計で5,440万3,886円、2款の販売費及び一般管理費は、1節、旅費、3節、需用費、4節、役務費、6節、負担金補助及び交付金の合計で19万4,277円となりまして、収益的支出合計は5,459万8,163円で、この結果、当期純利益は58万2,703円の黒字となりました。

た。

次のページをお開きください。資本的収入及び支出の収入は、1款、資本的収入、1節、一般土地借入金1億5,045万9,000円、資本的収入合計は1億5,045万9,000円となっております。

支出は、1款、資本的支出、1節、一般土地取得費1億5,045万9,000円、2項、長期借入金返還金、1節、一般事業償還金が1町1件分の元金5,248万1,000円、資本的支出合計は2億294万円となっております。

6ページの借入金の概要では、期末残高は土地現在額と同額で2億1,125万1,000円となっております。

監査の実施状況であります。決算監査を平成25年4月19日と26日に行っております。

次に11ページをお開きください。11ページからは、平成25年度の計算書類をお示ししております。11ページは損益計算書、12ページは貸借対照表、13ページをお開きください。13ページはキャッシュフロー計算書、14ページは財産目録をお示ししております。

15ページからは、附属明細表をそれぞれお示しをしております。

17ページは監査報告書で、4月18日に2名の監事に監査を受けております。また、次のページからは平成26年度事業計画及び資金計画をお示ししております。

以上、兵庫県町土地開発公社に関する報告とさせていただきます。

引き続きまして、報告第10号について、ご説明を申し上げます。

この報告は、3月議会で議決をいただきました平成25年度一般会計予算の繰越明許費について、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をさせていただきます。

平成25年度一般会計予算の繰越明許費は、款、総務費、項、総務管理費の庁舎耐震等整備事業で、事業費1億3,500万円を平成26年度に繰り越しました。その財源としましては、未収入特定財源の地方債1億3,500万円であります。

議案第43号説明資料1から4ページに資料をお示ししております。

款、民生費、項、児童福祉費の子ども子育てシステム導入事業で、事業費2,200万円を繰り越しました。その財源といたしましては、未収入特定財源の国庫支出金2,200万円であります。

款、衛生費、項、保健衛生費の水道事業会計繰出事業で、事業費470万円を繰り越しました。その財源といたしましては、未収入特定財源の地方債470万円であります。

款、農林水産業費、項、農業費、震災対策農業水利施設整備事業で、事業費2,000万円を繰り越しました。その財源といたしましては、未収入特定財源の県支出金2,000万円であります。報告第10号説明資料1ページに繰越箇所図をお示ししております。

款、土木費、項、道路橋梁費の社会資本整備総合交付金事業で、町道八反田八千種線、馬田山崎線の事業費3,550万円を繰り越しました。その財源といたしましては、未収入特定財源の国庫支出金1,952万5,000円と地方債1,440万円あります。同じく道路橋梁費、橋梁補修事業は長野橋橋側歩道橋及び長寿命化点検の事業費3,080万円を繰り越しました。その財源といたしましては、未収入特定財源は国庫支出金の1,694万円と地方債1,170万円あります。報告第10号説明資料2ページに繰越箇所図をお示

ししております。

款、消防費、項、消防費の兵庫衛星通信ネットワーク更新負担事業は、事業費 800 万円を繰り越しいたしました。未収入特定財源は地方債 800 万円であります。

款、教育費、項、保健体育費の多目的グラウンド整備事業は、事業費 3 億 5,160 万円を繰り越しいたしました。未収入特定財源は県支出金 1 億 8,000 万円と、浄化センター周辺整備基金 1,210 万円、地方債 1 億 5,950 万円あります。議案第 45 号説明資料 1 から 5 ページに資料をお示ししております。

款、災害復旧費、項、農林水産業施設災害復旧費の農地農業用施設災害復旧事業で事業費 190 万円を繰り越しいたしました。その財源といたしましては、既収入特定財源 20 万円は地方債で、資金区分は財政融資ですが、25 年度で借入れ、翌年に繰り越しをいたしました。

また、同じく地元分担金 2 万 5,000 円につきましても、25 年度で収入しましたので、翌年度に繰り越しをいたしました。未収入特定財源は県支出金 164 万 1,000 円あります。報告第 10 号説明資料 1 ページに繰越箇所図をお示ししております。差引一般財源は既収入特定財源 22 万 5,000 円を含めた 399 万 4,000 円となるため、繰越明許費繰越金として翌年度に繰り越しをしております。

以上、報告第 10 号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 6 | 報告第 11 号 | 平成 25 年度福崎町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について |
| 日程第 7 | 報告第 12 号 | 平成 25 年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第 8 | 報告第 13 号 | 平成 25 年度福崎町工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第 9 | 報告第 14 号 | 議会の委任による専決処分の報告について（上中島地区下水道面整備工事（第 1 工区）） |
| 日程第 10 | 報告第 15 号 | 議会の委任による専決処分の報告について（上中島地区下水道面整備工事（第 2 工区）） |

議 長 日程第 6、報告第 11 号、平成 25 年度福崎町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告についてから日程第 10、報告第 15 号、議会の委任による専決処分の報告（上中島地区下水道面整備工事（第 2 工区））についてまでを一括議題といたします。

各案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

上下水道課長 報告第 11 号、平成 25 年度福崎町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について、ご説明申し上げます。

この報告は 3 月議会で議決をいただきました平成 25 年度福崎町公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書ができましたので、規定により報告するものであります。

報告第 11 号に繰り越しました箇所図を添付しておりますので、合わせてご覧ください。

それでは、報告第 11 号の次のページをお開きください。繰越明許費の繰越計算書でございます。繰越額は款項下水道事業費、事業名公共下水道事業、金額 2 億 4,500 万円を繰り越すもので、財源の内訳は既収入特定財源の受益者負担

金 5 5 5 万円、国庫支出金が 1 億 1, 6 0 5 万円、その他地方債が 1 億 2, 0 9 0 万円、及び一般財源が 2 5 0 万円です。繰越額の内訳につきましては、上中島地区下水道面整備工事（第 1 工区）にあてる事業費 1, 8 4 3 万 7, 2 0 0 円、同じく第 2 工区が 2, 4 9 6 万円、西光寺地区下水道舗装本復旧のその 2 にあてる事業費が 3, 4 9 0 万 4, 3 5 0 円、上中島地区水道管移設補償費が 9 5 2 万 1, 5 0 0 円、未契約の工業団地（第 1 工区）が 1 億 7 8 5 万 3 5 0 円、川端雨水幹線工事（第 1 工区）が 3, 5 3 0 万 6, 2 5 0 円、その施工管理業務が 7 7 5 万 6, 3 5 0 円、川すそ雨水幹線の用地測量業務が 6 2 6 万 4, 0 0 0 円となっております。

以上で、報告第 1 1 号の説明とさせていただきます。

続きまして、報告第 1 2 号、平成 2 5 年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、ご説明を申し上げます。

次のページの繰越計算書をごらんください。地方公営企業法第 2 6 条第 2 項、ただし書きの規定による建設改良費の繰越額で、下水道工事に伴う配水管移設工事（上中島第 1 工区及び第 2 工区）、高度浄水施設整備事業、東大貫地区配水管新設工事、福田水源地道路水路付替え工事、高岡幼稚園の建設に伴う配水管移設工事の 6 件を繰り越すものでございます。資料報告第 1 2 号に位置図等を添付しておりますので、ごらんください。

資料右上に工事別の繰越額の内訳をお示ししております。繰り越しとなった理由は、下水道工事に伴う配水管移設工事につきましては、下水道工事の工事の延長に伴うものであります。

高度浄水施設整備事業、福田水源地道路水路の付替え工事につきましては、実施設計や河川管理者の協議のおくれに伴うものでございます。

東大貫配水管新設工事では、林道事務所との協議や、岩盤掘削に伴うおくれに伴うものでございます。

高岡幼稚園建設につきましては、現場の打ち合わせで手間取ったもので、若干おくれたものが原因となっております。

事業費といたしましては、1 億 5, 5 8 4 万 5, 5 9 0 円が予算計上額でございます。そして、平成 2 5 年度の出来高が 8, 0 4 3 万 5, 0 5 0 円ということで、支払義務額の発生額でございます。したがって、翌年度繰越となった額は 7, 5 4 1 万 5 4 0 円となります。この財源の内訳といたしましては、国庫補助 8 0 8 万 1, 0 0 0 円、企業債 1, 2 7 0 万円、他会計出資金 4 7 0 万円と一般財源の 4, 9 9 2 万 9, 5 4 0 円となります。

以上で、報告第 1 2 号の説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

続きまして、報告第 1 3 号、平成 2 5 年度福崎町工業用水道事業会計予算繰越計算書の報告について、ご説明を申し上げます。

次のページの繰越計算書をごらんください。地方公営企業法第 2 6 条第 2 項ただし書きの規定により建設改良費の繰越額で、国庫補助事業の強靱化事業を平成 2 5 年度の国の補正予算による前倒し採択に伴い、予算の未契約繰越とするものでございます。

資料、報告第 1 3 号に位置図等を添付しておりますので、ご参照ください。

繰越となった理由は、国庫補助事業前倒し採択により繰り越すものでございます。

事業費といたしましては、9, 6 0 0 万円が予算計上額でございます。そして平成 2 5 年度の出来高は未契約繰越で、支払義務の発生額はございません。した

がいまして、翌年度繰越となった額は、予算計上額の9,600万円でございます。この財源の内訳といたしましては、国庫補助金2,160万円、企業債7,440万円となります。

以上で、報告第13号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、報告第14号、議会の委任による専決処分について、地方自治法第180条第2項の規定により、報告させていただきます。

初めに、この報告は昨年9月議会において議決をいただいた上中島地区下水道面整備工事（第1工区）について、設計図書と現場の相違により、工事契約の内容を一部変更し、請負者、藤澤工業株式会社と、6月3日付で工事請負変更契約を締結したことによるものです。

工事請負額は現契約6,856万5,000円に、613万8,720円を増額し、変更後の請負金額を7,470万3,720円としたものです。詳細につきましては、資料により説明をさせていただきます。

報告第14号資料をごらんください。平面図と右下に変更した工事概要をお示ししております。主な内容は管布設延長が48メートル増の1,800.7メートルとなり、それにつきまして約45万円の増。地下水等による高含水の悪い土質により、残土処分、砕石入れかえ、1,950立米による、約320万円の増。水替工の追加、1,050メートルにより、約45万円の増。埋設構造物の出現による管路布設がえのため、管渠工が24メートルふえたことにより、約20万円の増。管路の法線の変更、追加等に伴うマンホール設置工11カ所の増で、約105万円の増。マンホールポンプ圧そう箇所的人口ぶた3カ所を防食型に変更したことにより、約55万円の増。新規申請、不要申請等によるコンクリートますの材料変更及び取り付け管2カ所の増により、約20万円の減。工事費の増額は568万4,000円となります。また、それに伴う消費税8%の45万4,720円と合わせまして、613万8,720円の増となりました。

以上で、報告第14号の説明とさせていただきます。

続きまして、報告第15号について、ご説明を申し上げます。

この報告は昨年9月議会において議決をいただきました上中島地区の第2工区について、設計図書と現場の相違により、工事内容の一部を変更し、請負者、株式会社平野組と、6月3日付で工事請負変更契約を締結したことによるものでございます。

工事請負額は現契約6,636万円に、252万6,120円を増額し、変更後の工事請負金額を6,888万6,120円としたものです。詳細について、資料により説明をさせていただきます。

報告第15号資料をごらんください。平面図と右下に変更した工事概要をお示ししております。主な内容は管布設延長が30メートル増の1,524.5メートルとなり、約85万円の増。昼間施工を一部夜間施工に変更したことにより、約65万円の増。小口径マンホールから楕円マンホールに変更したことで、約11万円の増。公共ますの材料変更で約10万円の増。管路変更に伴う舗装工の増で約25万円の増。コンクリート復旧等の追加で約12万円の増。管路の追加に伴う交通整理員は約26万円の増。以上、工事費として233万9,000円の増となり、消費税の18万7,120円を加え、252万6,120円の増額となったものでございます。

以上で、報告第15号の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

- 日程第 1 1 議案第 3 5 号 中播公平委員会委員の選任について
日程第 1 2 議案第 3 6 号 福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 1 3 議案第 3 7 号 福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について

議 長 日程第 1 1、議案第 3 5 号、中播公平委員会委員の選任についてから、日程第 1 3、議案第 3 7 号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでを一括議題といたします。

各案に対する詳細なる説明を副町長に求めます。

副 町 長 議案第 3 5 号、第 3 6 号、第 3 7 号、3 議案について、ご説明申し上げます。議案第 3 5 号、中播公平委員会委員の選任についてであります。

中播公平委員会は、昭和 5 3 年 7 月に共同設置され、現在 3 町 5 一部事務組合で構成しています。3 名で構成している委員のうち、福崎町の澤田芳昭氏の任期が、この 6 月 3 0 日をもって満了いたします。

後任委員の選考に当たりましては、本委員会を構成する関係町長及び一部事務組合管理者が協議する中、前任と同じ、福崎町から新たに田郷正則氏を中播公平委員会委員に選任したく、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定に基づき、議会の同意をいたさうとするものであります。

主な経歴について、ご説明いたします。住所は兵庫県神崎郡福崎町西田原 1 5 3 9 番地、氏名、田郷正則、生年月日、昭和 2 4 年 2 月 2 日、現在 6 5 歳であります。最終学歴は昭和 4 6 年 3 月に國學院大學を卒業されています。職歴といたしましては、昭和 4 6 年 4 月に熊野神社神官、昭和 4 7 年 1 月福崎町役場入庁、税務、福祉、総務の課長を歴任され、また、福崎町香寺町法定合併協議会事務局長、会計管理者も歴任され、平成 2 1 年 3 月に役場を定年退職されています。

役職歴といたしましては、平成 2 5 年 6 月から福崎町情報公開審査会委員、及び福崎町個人情報保護審査会委員に就任され、現在に至っています。

議案第 3 5 号資料に「私の抱負」並びに任期一覧をお示ししていますので、ご参照ください。

田郷正則氏は、人格高潔で見識豊富な方であり、元役場総務課長として人事行政にも精通されている立派な方でございますので、何とぞご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

議案第 3 6 号及び議案第 3 7 号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の選任は、地方税法第 4 2 3 条に基づくものであり、町の住民、町税の納税者または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、議会の同意を得て町長が選任するものと定められています。委員の定数は 3 名で、任期は 3 年であります。

固定資産評価審査委員会は地方自治法第 1 8 0 条の 5 で、市町村に設置しなければならない執行機関であります。その職務につきましては、固定資産課税台帳に登録された評価額に対する不服申立があった場合に、評価額の審査決定を行います。

議案第 3 6 号の高寄實氏が 6 月 1 6 日に、議案第 3 7 号の後藤雄幸氏が 8 月 1 日に、それぞれ任期満了となり再任をお願いするものであります。

それでは、高寄氏の経歴等を説明させていただきます。住所は兵庫県神崎郡福崎町福田 7 9 6 番地、生年月日、昭和 1 5 年 7 月 2 9 日、現在 7 3 歳でございます。昭和 3 4 年 3 月に兵庫県立福崎高等学校を卒業されています。

職歴といたしましては、昭和35年5月に姫路市に奉職され、昭和40年4月に広畑税務事務所を皮切りに、平成3年4月に税務部主税課長、平成9年5月に税務部長と、主に税務畑を歩まれ、平成13年3月に市民局中央所長を最後に定年退職されています。その後、姫路市の外郭団体であります文化振興財団に3年間、また、姫路市中央卸売市場に約2年間勤務され、退職されています。

役職歴といたしましては、平成17年6月から福崎町固定資産評価審査委員を務めていただいています。

同氏は、税務行政に精通され、委員としての職責を全うされており、今回4期目の選任をお願いするものであります。

議案第36号説明資料に「私の抱負」と任期表をお示ししていますので、ご参照ください。

次に、議案第37号、後藤雄幸氏の経歴等を説明させていただきます。住所は兵庫県神崎郡福崎町南田原213番地、生年月日、昭和20年1月13日、現在69歳でございます。昭和38年3月に神戸村野工業高等学校を卒業されています。

職歴といたしましては、昭和38年3月に神戸製鋼所に入社され、機械事業部企画管理部に配属となり、昭和62年7月にコベルコシステム株式会社へ出向、グループ長をされ、平成17年3月に定年退職されています。

役職歴といたしましては、平成19年1月から4年間長目区長として地域行政に携わってこられました。また、平成20年8月から福崎町固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております。

後藤氏は地域住民の代表として、固定資産評価審査委員会委員に適任であり、職責を全うされており、今回3期目の選任をお願いしています。

議案第37号資料に「私の抱負」と任期表をお示ししていますので、ご参照ください。

3議案ともご賛同賜り、ご承認くださいますよう、よろしく願いいたします。

議長 議案説明の途中ですが、しばらく休憩をいたします。

再開時刻を10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時31分

再開 午前10時50分

◇

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

町長 申しわけございません。

議案第35号、中播公平委員会委員の選任についてと、議案第36号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでありますけれども、印刷に誤りがございました。

まず、議案第35号、中播公平委員会委員の選任についての職歴でありますけれども、田郷氏の退職は昭和21年とこうなっておりますけれども、平成の誤りであります。

また、議案第36号の高寄氏の職歴、一番上の昭和35年5月姫路市市役所入庁でありますけれども、「入」が抜けておりました。これも誤りであります。正誤表を後ほど配付させていただきますので、ご了承方よろしく願いいたします。

日程第14 議案第38号 福崎町福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例について

議 長 日程第14、議案第38号、福崎町福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

健康福祉課長 議案第38号、福崎町福祉医療費助成条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正は母子家庭等医療助成に関する改正が主なもので、母子及び寡婦福祉法の名称改正に伴うものと、兵庫県福祉医療費要綱の改正に伴うもの、及び3月に県の要綱と同様に改正しました所得制限について、福崎町独自に改正前の所得制限とするため、条例及び附則を一部改正するものです。

議案第38号の説明資料1ページから5ページに、概要及び新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

説明資料1ページの改正概要をごらんください。第2条、用語の定義では、平成26年4月23日に法律改正が公布され、名称が「母子及び寡婦福祉法」から「母子及び父子並びに寡婦福祉法」となり、同年10月1日から施行されることに伴いまして、第2条の13号、15号、17号の条文及び表の中段の別表第2を削除し、別表第3を第2に繰り上げ、整備するもので、制度の内容変更はございません。

また、3条及び4条の改正につきましても、兵庫県の要綱改正があり、県要綱と同様に条文の整備をするもので、7月1日から施行しますが、これも制度の内容変更はございません。

次に、附則の条例の特例ですが、3月議会で改正しました母子家庭等医療助成の所得制限について、経済的不安の大きな母子家庭等への支援施策として、改正前と同様の児童扶養手当の一部支給対象者を助成対象とするもので、7月1日から施行します。これによりまして、6月までの対象者286人のうち、7月からは169人が補助対象者で、78人が児童扶養手当の一部支給対象者で、町単独助成の対象者となり、39人が中学生までの子ども医療費の対象者となります。

1年間の医療費を比較しますと、子ども医療費の単価が安いため、30万5,000円の減となりますが、うち町単独の負担額は62万2,000円の増額となる見込みです。

以上で説明を終わります。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いたします。

日程第15 議案第39号 福崎町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第40号 福崎町公営住宅等長寿命化計画の策定について

議 長 日程第15、議案第39号、福崎町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、及び日程第16、議案第40号、福崎町公営住宅等長寿命化計画の策定についてを一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

住民生活課長 議案第39号、福崎町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、説明いたします。

今回の改正につきましては、阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験を踏まえ、また近年の集中豪雨、台風等による災害の頻発により、地域防災力の重要性が増大しているとともに、少子高齢化の進展、被用者の増加等の社会情勢の変化によ

り、地域における防災活動の担い手が十分に確保できない状況下において、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全確保に資することを目的として、平成25年12月13日に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が公布され、同日に施行されました。それにより、消防団員等公務災害等補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正がありました。

消防団員の退職報償金を階級、年齢、勤務年数に応じ、5万円から5万6,000円引き上げる改正内容となっております。

なお、この改正は公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用されます。

議案第39号資料に新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上、よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますよう、お願いいたします。

引き続き、議案第40号の説明をいたします。

議案第40号、福崎町公営住宅等長寿命化計画の策定について、福崎町公営住宅等長寿命化計画を策定するため、福崎町議会基本条例第22条第3号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、福崎町公営住宅等長寿命化計画について、説明をいたします。

1ページをお願いいたします。1、長寿命化計画の目的としては、平成20年度に公営住宅等長寿命化計画策定指針が示され、平成26年度以降は公営住宅等長寿命化計画に基づく改善事業、建替え事業以外は助成対象としないとする交付金の重点化が図られました。そのため、計画の策定を進めてまいりました。

本町では、平成10年度に福崎町公営住宅再生マスタープランを策定し、田尻、塚本団地の建替え事業を実施しましたが、その後計画策定から15年が経過しております。経年、環境変化、社会情勢の変化等で見直しを行いました。計画書では、建替え事業、用途廃止、予防保全的な維持管理と長寿命化に資する改善計画を策定しております。

各項に位置づけとしまして、上位計画としては国、県の住生活基本計画があり、町では総合計画に沿った計画づくりとなります。計画期間は平成26年から35年度までの10年間となっております。

2ページ、3ページをお願いいたします。2、町営住宅等ストックの状況といたしましては、平成26年2月1日時点の管理戸数の状況をまとめています。

4ページは町営住宅の位置図をお示しいたしております。

5ページから16ページでは、(2)町営住宅の現況と(3)現地調査から見た町営住宅の現況について、記載をいたしております。

17ページでは、3、入居者の意識調査について、入居者アンケートを9月に実施いたしました。調査対象は138世帯に配付し、回収結果は114件で、82.6%の回収率がありました。

18ページから23ページは、(2)調査結果の概要について、記載をいたしております。

24ページでは、(3)アンケート結果のまとめと、25ページは、(4)課題の整理について、記載をいたしております。

26ページから29ページは、4、団地別・住棟別の活用計画について、記載をいたしております。(1)建替え団地としての適性の検討を行った結果、建替えに適した団地は優先順位の高いものから、①駅前団地、次に②大門団地、そして現地建替え適正がある団地として③山崎団地と判定をいたしております。

30ページは判定結果から駅前団地の再整備手法の比較検討をいたしております。

31ページ、(2)公営住宅等による要支援世帯数供給目標量の設定について、

ご説明をいたします。公営住宅供給目標量設定支援プログラム、国交省のフローに準じまして、各種調査による統計データを活用し、計画期間10年間の要支援世帯数を推計いたしまして、公営住宅等の供給量と、公営住宅等の供給目標量を設定いたします。要支援世帯数供給目標量ですが、左側で要支援世帯数を求めています。まず町内で公営住宅以外の借家に住む世帯数を推計をいたしております。次にこの世帯数をもとに世帯の収入と居住面積水準から、10年間の発生する要支援世帯数を算出し、これを要支援の度合いにより4グループに分類いたしております。算出結果といたしまして、要支援世帯数は116世帯となります。

次に右側でございますが、公営住宅等の供給目標量を求めています。まず年間の空き家発生数を想定いたしまして、募集対象ストック数による年間募集戸数を推計し、そして10年間の合計数を算出いたしております。また、建替えの駅前、大門団地を想定による新規募集も算入しております。

算出結果といたしまして、公営住宅等の空き家募集戸数は117世帯となります。結論といたしまして、116世帯と117戸を比較しまして、既存の公営住宅等ストック数と、建替えによる新規供給により、10年間の要支援世帯数に対応可能となっております。

32ページでは、福崎町における公営住宅等の要支援世帯の考え方をご説明いたします。下段の要支援世帯数の内訳図をごらんください。縦軸月収につきましては、本来階層、公営住宅対象階層25%、政令月収15万8,000円までと、裁量階層、公営住宅対象階層40%、政令月収21万4,000円までの2段に分けます。横軸の居住面積は、最低居住面積水準まで、誘導居住面積水準の2段に分類をいたしております。大きく4グループに分けますと、AとBは100%の算入ですが、CとDは自治体規模、財政事情により判断することになり、県の指導から、当町ではCを50%、Dを10%と考えております。

Aグループは収入分位が25%以下で、年収が低く、狭い住宅に住んでおり、緊急に公的な支援が必要と推測される世帯で、26世帯となります。Bグループは収入分位25%以下で、年収が低いのに高い家賃を余儀なくされており、緊急に公的支援が必要と推測される世帯、70世帯となります。Cグループは収入分位25%から40%以下の高齢単身、子育て世代、障害者などのさまざまな要因があるのに、狭い住宅に住んでおり、公的支援が必要と推測される世帯で、10世帯となります。DグループはCと同様の世帯で、高い家賃負担を余儀なくされており、公的な支援が必要と推測される世帯で、3世帯となります。よって、A、B、C、Dを足せば109世帯、それと、大門団地の建替えによる戻り入居世帯の7世帯を合わせて、要支援世帯数が116世帯となります。

33ページをお願いいたします。次に公営住宅等の供給目標量、10年間についての考え方を説明いたします。Aの町営・県営住宅の空き家発生率は、平成25年度の募集実績から、年間8.6%となります。B、町営住宅の募集対象ストック数、10年間の平均は田尻団地、塚本団地のRC造と、耐用年数が年限がある馬田団地、簡耐2階建ての建替えを想定した駅前団地の戸数を合わせて73戸となります。C、県営住宅の募集対象ストック数は10年間の平均で35戸となります。D、既存ストックの空き家募集戸数、10年間は93戸となります。E、大門団地の建替えによる新設住宅の募集戸数は24戸、うち戻り入居世帯7戸を含む計画をしております。F、公営住宅の供給目標量としましては、DとEを足したもので、117戸と設定をいたしました。

④公営住宅等の供給目標戸数は、町営住宅の募集対象ストック数は平成36年時点では既存3団地56戸と、建替え2団地、53戸を合わせて109戸となる

計画案を立てております。

34ページをお願いいたします。この表はストックの推移をあらわしております。平成25年度時点での町営住宅の募集対象ストック数、青色の合計で68戸ですが、計画最終年度の平成35年度の町営住宅の募集対象ストック数は、建替え団地を考え、109戸となります。この計画での建替え案として、駅前団地においては、平成31年度に1期工事で10戸分を建設いたしまして、現入居者を移転させてから、現住宅を取り壊し、次年度に19戸を新設し、29戸のRC造を建設する案としております。

また、大門団地につきましては、計画の後半年度の平成32年度に入居者を他に移転させた後、木造住宅を取り壊し、平成33年、4年の2カ年で24戸のRC造を建設する計画案としております。

木造団地につきましては、入居世帯が自然に減る想定で、減少推移を考えております。

県営住宅募集対象ストック数は10年間平均で35戸、緑色になります。これは福崎テラスと辻川テラスの戸数でございます。

36ページをお願いいたします。(4)活用手法の選定について、説明をいたします。①活用手法の選定フローでございますが、各団地、住棟別の活用手法は、公営住宅等長寿命化計画策定指針に基づくフローにより選定いたしております。活用手法は大きく分けて、維持管理、これは修繕対応、大規模改修、これは個別改善または全面改善、そして建替え、用途廃止となり、本計画においては、建替え、個別改善、全面的改善と位置づけることにより、補助金の交付対象となります。

37ページをごらんください。②活用手法の選定基準といたしまして、1次判定、38ページの2次判定、39ページの3次判定を行っております。団地単位での総合的な検討を行い、住棟別の事業内容に関する最終判定を行います。40ページ、41ページは判定結果を示すフロー図となっております。各団地別に判定結果をお示しいたしております。

田尻団地、塚本団地のRC造については、1次判定では耐用年限があることから継続判定となり、2次判定では個別改善と判定し、長寿命化型の改善事業いたします。大門団地につきましては、1次判定では高度利用が見込めることから、建替えとして計画をいたしております。山崎団地につきましては、1次判定では敷地が大きく、需要があると判断していますが、3次判定では調整区域であり、現入居者が多いことから、次期計画において再度活用方法を検討することとし、当面は維持管理と判定をいたしております。駅前団地につきましては、耐用年限がまだ残っている団地でございますが、2次判定結果として、耐震性、高齢者対応ができておらず、また一番下にあります備考4でもありますように、事業費の比較をすれば建替え事業の方がすぐれていることから、建替え団地として判定をいたしております。

42ページ、43ページは、③の活用手法の選定結果として、先ほどの選定結果表を文書に表したものでございます。

46ページ、5の長寿命化のための維持管理計画では、(1)計画期間内に実施する修繕、改善事業の内容、そして47ページから49ページは、住棟単位の修繕、改善事業等の一覧をお示しいたしております。51ページ、52ページ、これはライフサイクルコストの算出方法、そして53ページには田尻、塚本団地の算出結果をお示しいたしております。

54ページでは、7、町営住宅建替え事業の実施方針のまとめとしまして、①

駅前団地につきましては、建物、敷地、地区、住民意向と、全入居者の状況の要件から、建替えに関する阻害要件がなく、住民意向も強いことから、建替えランクとして優先順位を1位として位置づけをいたしております。

55ページ、②の大門団地につきましては、建替え団地としては優先順位2位と位置づけます。駅前団地の事業完成後に着手する予定でございます。

56ページでは駅前団地、57ページは大門団地の事業実施の工程案をお示しいたしております。

58ページは駅前団地建替えの計画案でございます。既存住棟の前の空き地を活用し、1期工事で10戸分を新設する。そこに現入居者を移転させます。これは法定撤去も可能ということでございます。移転完了後は既存棟のRC3階建てを取り壊しをいたします。次に2期工事で残り棟を新設いたしまして、最後に外構工事を行います。計画はRC造の5階建ての29戸、エレベータとバリアフリーの対応を考えております。

59ページは大門団地建替えの計画案でございます。現入居者を他所へ移転させた後、木造住宅を取り壊し、開発許可を受けた後、新設RC造の4階建てを建設いたします。その後、用地活用から団地につきましては、民間への売却を進めることも考えております。

以上の長寿命化計画を策定しました。川西、川東に1団地ごとに計画をいたしておりますが、川東は既に田尻、塚本の集約建替えが完了しておりますので、まずは川西の駅前団地の建替えを優先いたします。その後、大門団地に取りかかる計画となっております。

これらが完成いたしますと、要支援世帯に対する公営住宅の供給目標が達成をされ、町内において住宅困窮者の対応が図られることとなります。

以上で、計画書の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同賜りますよう、お願いいたします。

- 日程第17 議案第41号 工事請負契約の変更について（川端雨水幹線工事（第1工区））
日程第18 議案第42号 工事請負契約について（福崎工業団地下水道面整備工事（第1工区））

議 長 日程第17、議案第41号、工事請負契約の変更（川端雨水幹線工事（第1工区））について、及び日程第18、議案第42号、工事請負契約（福崎工業団地下水道面整備工事（第1工区））についてを一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

上下水道課長 議案第41号について、ご説明申し上げます。

平成26年3月28日に工事請負変更契約を締結した川端雨水幹線工事（第1工区）について、工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

工事名は川端雨水幹線工事（第1工区）で、変更前契約金額は7,423万5,000円から850万5,000円を減額し、変更後契約金額を6,573万円にするもので、契約の相手方は株式会社平野組であります。

議案第41号資料をごらんください。変更内容等をお示ししております。川端雨水幹線工事（第1工区）において、工法の変更等により、また取り壊しコンクリートの減などの変更内容に伴い、工事費といたしましては810万円の減額となり、消費税の5%、40万5,000円と合わせまして、850万5,000円の減額の変更となりました。

以上で、議案第41号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第42号について、ご説明申し上げます。

この工事は平成26年5月22日に一般競争入札に付したもので、契約を締結するため、規定により議会の議決をお願いするものであります。

議案第42号資料に、福崎工業団地下水道面整備工事（第1工区）の資料をお示ししておりますので、ごらんください。資料1ページ右側に入札の結果をお示ししております。工事名は福崎工業団地下水道面整備工事（第1工区）であります。落札金額は1億7,139万6,000円で、落札者は株式会社ハマダであります。工期は平成27年3月31日までとしております。資料2ページには、下水管路と右下に工事概要をお示ししております。工事の総延長は2,378.7メートル、このうち管布設工の開削工は口径が75ミリから200ミリで、延長は1,156.4メートル、推進工は250ミリで延長は222.3メートル、その他のマンホール設置工53カ所、立坑工12カ所、マンホールポンプ機械電機設備工1カ所、取付管及び公共ます設置工26カ所となっております。

以上で、議案第42号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜り、両議案ともご賛同をいただきますようお願い申し上げます。

日程第19 議案第43号 工事請負契約について（福崎町役場庁舎耐震改修工事）

議 長 日程第19、議案第43号、工事請負契約（福崎町役場庁舎耐震改修工事）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

総務課長 議案第43号について、ご説明申し上げます。

本議案は、去る5月22日に一般競争入札を執行しました福崎町役場庁舎耐震改修工事の工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をお願いするものです。

議案第43号資料1ページをお願いいたします。入札結果をお示ししています。参加者6社による一般競争入札を行い、加古川市野口町良野1506番地、前川建設株式会社が1億1,232万円で落札しました。工期は平成27年1月30日までとしています。

工事の概要についてですが、建物全体で耐震壁を4カ所、バットレスを5カ所、鉄骨ブレースを8カ所、スリット1カ所設置する計画としています。

資料4ページの立面図で説明をさせていただきます。耐震補強後の庁舎を四方から見た姿をあらわしています。耐震壁ですが、北立面図をごらんください。玄関の吹き抜けとなっている部分に設置します。1階の左側です。南立面図をごらんください。玄関の吹き抜け部分とロビーの南面に設置します。1階の右側です。西立面図をごらんください。宿直室及び職員用便所付近に設置します。

次に、バットレスですが、北立面図をごらんください。庁舎両端に2カ所設置します。南立面図をごらんください。北面と対の形で両端に2カ所設置します。西立面図をごらんください。宿直室西側に設置します。

次に、鉄骨ブレースですが、南立面図をごらんください。1階の南面に2カ所設置します。2階の町長室、副町長室南面に設置します。東立面図をごらんください。1階の東面に2カ所設置します。

議 長 議案の説明の途中ですが、暫時休憩いたします。



休憩 午前11時21分

再開 午前 11 時 28 分



議 長 会議を再開いたします。

議案第 43 号、役場庁舎耐震改修工事について、資料漏れがありましたので、配付いたしました。配付漏れのページから総務課長は説明をお願いいたします。

総務課長 失礼いたしました。それでは資料 4 ページの立面図で説明をさせていただきます。

耐震補強後の庁舎を四方から見た姿をあらわしております。耐震壁ですが、北立面図をごらんください。玄関の吹き抜けとなっている部分に設置します。1 階の左側です。南立面図をごらんください。玄関の吹き抜け部分とロビーの南面に設置します。1 階の右側です。西立面図をごらんください。宿直室及び職員用便所付近に設置します。

次に、バットレスですが、北立面図をごらんください。庁舎両端に 2 カ所設置します。南立面図をごらんください。北面と対の形で両端に 2 カ所設置します。西立面図をごらんください。宿直室西側に設置します。

次に、鉄骨ブレースですが、南立面図をごらんください。1 階の南面に 2 カ所設置します。2 階の町長室、副町長室南面に設置します。東立面図をごらんください。1 階の東面に 2 カ所設置します。2 階は町長室、応接室及び小会議室の東面に設置します。

工事の工程は施工業者及び工事管理業者と調整しながら、騒音等が発生する作業は原則として閉庁日に実施するなど、住民の皆さんや執務への影響をできるだけ軽減した中で進めたいと考えています。

なお、昨年 9 月議会で提案しました計画からは、一部変更になっていますが、変更前後の図面については、4 月の総務文教常任委員会でお示ししていますので、ご参照ください。

議案資料 3 ページをごらんください。主な変更はバットレス工事に関しまして、水平ハンチというねじれ防止の工事を追加しました。また、基礎浮き上がり防止のための永久アンカーを設置いたしました。これらは耐震補強計画を審査する建築物耐震判定委員会の審査の中で指示されたものであります。この結果、水平ハンチ工事の増、永久アンカー工事の増及び近ごろよく問題になっております建設資材の高騰等により、工事の見積額が増加しております。今回の入札の結果、今後に予定している非常用電源の設置に要する経費が不足することが確定したため、平成 26 年度事業として、新たに緊急防災減災事業として申請を行い、9 月議会において補正予算をお願いすることを考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、議案第 43 号、工事請負契約についての提案説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同賜りますよう、お願いいたします。

日程第 20 議案第 44 号 工事請負契約について（（仮称）高岡幼児園建設工事）

日程第 21 議案第 45 号 工事請負契約について（（仮称）福崎町多目的公園整備工事）

議 長 日程第 20、議案第 44 号、工事請負契約（（仮称）高岡幼児園建設工事）について、及び日程第 21、議案第 45 号、工事請負契約（（仮称）福崎町多目的公園整備工事）についてを一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を担当課長に求めます。

まちづくり課長 議案第 44 号について、説明をいたします。

議案第44号は、平成26年5月29日に一般競争入札を執行しました（仮称）高岡幼稚園建設工事の工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の相手方は福崎町西田原1700番地3、株式会社宮本組福崎支店、取締役支店長小林富夫氏で、契約金額は1億9,656万円です。工期は平成27年2月27日の完成予定です。

それでは概要について説明をさせていただきます。議案第44号資料1ページをごらんください。左側に施設の概要を、右側に入札結果をお示ししております。入札は一般競争入札により、参加業者数3社で執行いたしました。

続いて、施設の概要について、説明をさせていただきます。資料2ページをごらんください。全体の配置図でございます。（仮称）高岡幼稚園は既設幼稚園を解体撤去し、既設幼稚園敷地とその東側に拡張した敷地を一体的に利用して、ゼロ歳児から5歳児までを保育する園舎を建設する計画としております。構造は鉄筋コンクリート造平家建て、外壁はコンクリート打放しの上に吹付け塗装仕上げを行います。屋根はフッ素ガルバリウム鋼板葺き、建築面積は897.65平米、延べ床面積745.37平米となっております。主要アプローチ、進入路につきましては、東側の町道高岡幼稚園線からとし、給食受け口を園舎北側に、駐車場は園舎東側に配置し、園庭と駐車場の間に植栽を設け、自動車と児童の動線が交錯しないよう配慮をしております。

次に、資料3ページをごらんください。園舎の平面図でございます。ゼロから2歳児用の保育室を1室、3歳児、4歳児、5歳児用の保育室を南側園庭に面して配置し、職員室及び会議室、多目的便所、調理室等の管理部門と遊戯室を廊下を挟んだ北側に配置をしております。また、日々の遊び道具や備品等の収納スペースとして、各保育室に物入れを設けております。

ゼロ、1歳児用、3歳児用トイレは、各保育室に隣接して設け、4歳児と5歳児用トイレは廊下の北側に設ける計画としております。

空調設備につきましては、全ての保育室と職員室及び遊戯室に設置し、合わせてゼロ、2歳児用の保育室には床暖房を設置します。

電気設備では、施設全体をオール電化対応としております。

その他、地球温暖化防止等環境面にも配慮し、5キロワットの太陽光発電システムを導入しております。

次に、資料4ページをごらんください。園舎の立面図でございます。上段は南から見た立面図、中段は東、西から見た立面図で。

議長 議案の説明の途中ですが、暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前11時37分

再開 午前11時41分

◇

議長 会議を再開いたします。

議案第44号、高岡幼稚園建設工事の資料漏れの部分から説明をしてください。
まちづくり課長 失礼をいたしました。

資料4ページをごらんください。園舎の立面図でございます。上段は南から見た立面図、中段は東、西から見た立面図で東立面図が玄関でございます。下段は北から見た立面図となっております。建物全体のデザインは周辺の環境と一体となるように調和を考えております。

以上、議案第44号、工事請負契約の締結についての提案説明とさせていただきます。

きます。

続いて、議案第45号、工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

平成26年5月22日に一般競争入札を執行した結果、不調となりましたが、随意契約により工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の相手方は、加古川市野口町良野1506番地、前川建設株式会社、代表取締役、前川容洋氏で、契約金額は4億608万円です。工期は平成27年3月20日の完成予定です。

それでは、(仮称)福崎町多目的公園整備工事の概要について、説明をさせていただきます。

議案第45号資料1ページをごらんください。入札及び見積もりの結果でございます。左側に5月22日に執行しました一般競争入札の結果を、右側に見積書、資料では入札となっておりますが、当日様式がないため、入札書で見積もりをお願いしております。

入札は一般競争入札によりまして、参加業者数7社で執行しましたが、落札者はありませんでした。そこで最低価格で応札されました前川建設株式会社に見積書の提出を依頼し、見積書を提出いただいた結果、予定価格範囲内の価格が提示されたため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約をするものです。見積金額は消費税抜き3億7,600万円でございます。

資料2ページをごらんください。左側に施設の概要、右側に遊具広場に設置しますツノナスをイメージした複合遊具のイメージをお示ししております。

資料3ページをごらんください。左側は全体の配置図です。配置図の右上に多目的広場、その下に多目的ドーム、その左側に管理棟と駐車場を、また配置図の下側に遊具広場と芝生広場を整備する計画とし、施設全体面積は8,246平米でございます。ページ右側には、図書館側から見た完成予想図、鳥瞰図をお示ししております。

次に、資料4ページをごらんください。多目的ドームの平面図及び立面図で、柱は鉄筋コンクリート造、屋根の下地を木製トラスで構成し、表面はガルバリウム鋼板葺きとし、採光のためにトップライトを設けております。有効部分は東西が40メートル、南北50メートル、最高の高さ約13メートルで、完成いたしますと木製ドームとしては国内有数の規模を有する施設となります。内部は多目的広場と同様に真砂土式クレイコート舗装とし、ドームと北側の多目的広場が一体的に利用できるように計画をしております。

5ページをごらんください。管理棟の平面図及び立面図でございます。管理棟は鉄骨造平家建て、ドームと統一性を図ったアーチ型屋根としております。事務室、倉庫及びトイレを配置し、利用者、管理者の利便性、また、災害発生時に備えた非常用備品を収納できる倉庫を設けております。

なお、入札が不調になり、随意契約となった要因としまして、建築資材や労務費が高騰しており、繰越予算を含めた使用可能な予算を用いての入札予定価格を設定したため、当初計画しておりました園路の街灯整備やスケートボード場の整備工事費など、今後補正によりお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上、議案第45号、工事請負契約の締結についての提案説明とさせていただきます。両議案ともご審議いただき、ご賛同賜りますよう、よろしくお願いたします。

日程第 2 2 請願第 1 号 新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める請願について

議 長 日程第 2 2、請願第 1 号、新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める請願についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を、紹介議員に求めます。

前川裕量議員 新聞購読料への消費税軽減税率適用を求める請願書を説明させていただきます。

趣旨といたしましては、新聞販売店は国内外の多様な情報を地域に張りめぐらした戸別配達網により、どのような条件のもとでも、日々早朝、定刻に読者の戸口に届け、国民の知る権利と民主主義を下から支えるとともに、活字文化の発展に尽くしてきました。

近年、活字離れが進み、書籍とともに新聞の購読率は低下傾向にあり、新聞を全く知らないで育った子どもたちが増加しています。このような中で、新聞購読料への消費税アップは、新聞離れに拍車をかけることになり、次の世代の知的水準へ深刻な影響を及ぼすものと深く憂慮されるものです。

消費税に関しては、欧州の大半の先進国が民主主義を支える公共財として、新聞等に対して知識の課税を最低限とする趣旨で、軽減税率を導入しています。我が国は消費税を 8% に増税するときに、軽減税率制度の導入を見送り、10% に引き上げるときに軽減税率制度調査委員会を設置し、対象品目や軽減税率などの検討をすることになっております。

新聞購読料について、軽減税率の対象とするべきと考え、ここに請願を受け、また、請願を申し上げるところでございます。

各議員におかれましては、ご審議賜り、ご賛同賜りますよう、よろしく願いいたします。

議 長 以上で、本定例会の 1 日目の日程は終わりました。

なお、あすは議案調査のために休会をします。

次の定例会 2 日目は 6 月 13 日金曜日、午前 9 時 30 分から再開いたします。

それでは、本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前 11 時 50 分

議 長 なお、13 時から全員協議会を開催しますので、議員の皆様方は第 1 委員会室にご参集をお願いいたします。